

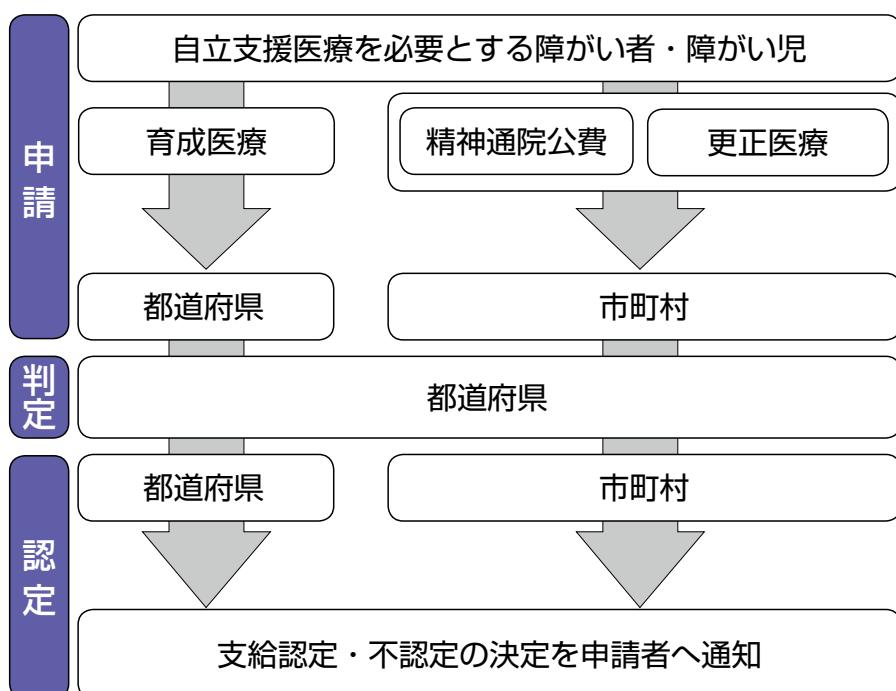


### <対象者>

障がいのあるかたで、入院および通院によってその障がいの一部または全部を取り除く、もしくは軽減すると認められるかた。(県の判定が必要です)

- 例
- ・心臓疾患のかたの外科手術
  - ・腎臓障がいのかたの人工透析
  - ・うつ病や統合失調症のかたの通院治療 など
- 条件により受けられない場合もあります。

### 申請から認定までの主な流れ



### 問い合わせ窓口

	医療名	担当窓口	住所	電話番号
障がい種類	身体障がい	更正医療	健康福祉課	大明東町2-5 25-1183
	精神障がい	通院公費	健康福祉課	大明東町2-5 25-1183
	障がい児	育成医療	伊勢保健福祉事務所 地域保健課	伊勢市勢田町 628-2 0596-27-5148

### <費用>

費用負担については、基本的にかかった費用の一割を負担していただきます。ただし、世帯の所得水準に応じて、ひと月あたりの負担に上限額を設定します。

### <利用方法>

指定された医療機関・薬局・事業所で利用できます。(医療機関などはご自身のかかりつけ医の指定が可能です)

なお、医療機関をご利用の際には、自立支援医療受給証の提示が必要です。

### <窓口>

障がいの種類によって窓口が異なります。まずは、かかりつけの医師にご相談ください

